

今後の市の対応について

令和3年10月12日

新型コロナウイルス感染症三次市対策本部

10月11日に開催された新型コロナウイルス感染症広島県対策本部員会議において、7月31日から取り組まれてきた「集中対策」については10月14日をもって終了し、「新型コロナウイルス感染拡大防止のための広島県の対処方針」（以下「県対処方針」という。）の改正が決定されたことを踏まえ、次のとおり取り組むものとする。

なお、感染の状況や国・県の対応等を踏まえ、適宜見直すものとする。

1 市民及び事業者への呼びかけ

「集中対策」は終了するものの、今後、市民及び事業者に対して十分に警戒するよう注意を喚起する。

(1) 市民に対して

県対処方針を踏まえ、これまでの基本的な感染防止対策の継続のほか、特に次の事項を呼びかける。

ア 同居する家族以外との会食等を控えることを基本とし、同居する家族以外と会食等を行う場合は、「広島積極ガード店ゴールド」、「新型コロナウイルス感染症対策取組宣言店」や(2)ウに示す対策等が導入されている店舗等を利用し、手指消毒及び換気を徹底すること。

イ 居宅や屋外のキャンプ場などで会食等を行う場合も、(2)ウに準じた対策等を徹底すること。

ウ 緊急事態宣言地域、まん延防止等重点措置地域（※）との往来は最大限自粛するとともに、感染拡大地域（新規報告者数10万人あたり10人以上）との往来は慎重に判断すること。

エ 感染拡大地域から来た人と会う時は、リスクを考慮した行動をすること、及び滞在中のPCR検査を推奨すること。

オ 感染者及びその家族、医療福祉関係者、外国人、またワクチンを接種していない人、接種できない人などに対して、絶対に誹謗・中傷・差別をしないこと。

(2) 事業者に対して

県対処方針を踏まえ、引き続き業種別ガイドライン等の確実な実践、各職場に合った感染防止対策の徹底等のほか、次の事項を呼びかける。

ア Web会議、テレワークの活用等により出勤者の削減に努めること。

イ 従業員が体調不良を訴えた場合は、休暇の取得と速やかな医療機関への受診を促すこと。

ウ 飲食店においては、座席の三方をアクリル板等で仕切るなどの物理的な対策、又は他者との間隔を必ず1メートル以上離す、若しくはマスク会食等の飛沫感染対策、手指消毒及び換気を徹底すること。

2 市主催の行事等及び施設利用の取扱いについて

市が主催（市が実行委員会の構成員である場合も含む。）する行事等及び市が管理する施設については、「広島県におけるイベントの開催条件について」並びに県の対処方針「5 催物の開催，施設の使用に係る協力要請」に準じて行うものとする。

また，指定管理者等に対してもこの旨を連絡し，引き続き感染防止対策の徹底を要請する。

3 ワクチン接種の円滑な実施

引き続き，若年層を中心にワクチン接種を着実に進めるとともに，県及び医療関係団体と連携し，ワクチン接種を希望する方に対して円滑に接種できるよう取り組む。

また，ワクチン接種後も，マスクの着用，手指消毒，換気等の感染防止対策を継続すること（ワクチンプラス）が確実な感染防止に必要な旨を啓発する。

4 実施

10月15日（金）から実施する。

※ 緊急事態措置及びまん延防止等重点措置が実施されている都道府県や地域など感染リスクが高い地域については，県ホームページ「新型コロナウイルス感染症まとめサイト」に掲載